

野田市障害者支援施設等通所者交通
費助成金支給規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

令和 7 年 2 月 5 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 6 号

野田市障害者支援施設等通所者交通費助成金支給規則の一部を改正する規則

野田市障害者支援施設等通所者交通費助成金支給規則（平成 20 年野田市規則第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ア中「就労継続支援」の次に「（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 6 条の 10 第 2 号に規定する就労継続支援 B 型に限る。）」を加える。

第 3 条第 1 項中「、公共交通機関」の次に「（鉄道及びバスに限る。）」を加え、「）、」を「）並びに」に改め、「自転車、」を削り、「、原動機付自転車等の交通用具」を「及び原動機付自転車」に改め、「及び徒歩で通所するもの（以下「徒歩通所者」という。）」及び「及び徒歩通所者」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第4条）

助成対象者の区分	助成金の額
公共交通機関利用者	当該月の通所に要する運賃の額が2,000円以下のときは、当該運賃の額とし、当該運賃の額が2,000円を超えたときは、超えた額の2分の1の額を2,000円に加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とし、当該運賃の額が5,000円を超えたときは、5,000円とする。
交通用具利用者	月額1,000円

注 通所に要する運賃は、経済的かつ合理的と認められる経路及び方法によって算定したものとし、公共交通機関を利用する場合の1月当たりの運賃は、当該公共交通機関において発行されている通用期間が6か月の定期乗車券（当該公共交通機関において通用期間が6か月の定期乗車券の発行がされていない場合は、6か月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間の通用ができる定期乗車券）の額の1か月分に相当する額（1円未満は切り捨てる。）と往復に要する運賃に当該月の通所日数を乗じて得た額のうちいずれか低い額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の野田市障害者支援施設等通所者交通費助成金支給規則の規定は、この規則の施行の日以後の通所に要する交通費の助成について適用し、同日前の通所に要する交通費の助成については、なお従前の例による。